2　情報提供業務の実施体制に関する事項
一　情報提供業務を行う者が法人である場合にあっては、その行おうとする情報提供業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。
二　情報提供業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする情報提供業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。
三　情報提供業務を行う者は、自らの規模、特性等を踏まえ、情報提供業務の実施体制を構築すること。なお、情報提供業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、情報提供業務を実施する体制を有している場合も、情報提供業務の実施体制を構築しているものとみなすこととする。
四　情報提供業務を行う者は、情報提供を受けた者からの依頼に応じて助言できる体制を有すること。
五　情報提供業務を行う者は、情報提供業務の信頼性を確保しつつ、継続的に実施するため、情報セキュリティに関する管理者及びシステムを設置する等の適切な情報の管理体制を有していること。

3　情報提供業務の実施に当たって配慮すべき事項
一　情報提供業務を行う者は、情報提供業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者を情報提供先から外すことのないようにすること。
二　情報提供業務を行う者は、支援施策等の情報を幅広く中小企業者に提供するため、中小企業者に対する周知徹底に努めること。
三　情報提供業務を行う者は、特に小規模企業者に対して情報提供業務を実施する場合は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業者向けの支援情報を収集し、小規模企業者が利用しやすい方法により提供する等の必要な考慮を払うこと。
四　情報提供業務を行う者は、情報提供業務の円滑な実施の観点から、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。
五　情報提供業務を行う者は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。
六　情報提供業務を行う者は、情報提供業務を適正に実施するために十分な情報セキュリティ対策（障害が発生した場合の対応策を含む。）を講じること。

附　則

この告示は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

○経済産業省告示第百九十八号

下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その要旨を告示する。

なお、平成十五年十一月四日経済産業省告示第三百七十号（下請中小企業振興法第三条第一項の規定に基づく振興基準）は廃止する。

平成二十五年九月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

振興基準

下請中小企業は、我が国産業の多くの分野において広汎に存在し、国民経済の重要な担い手として我が国経済の著しい発展を支えてきたが、近年の環境変化の中で、さらなる対応を求められている。

また、経済のサービス化によるサービス業等の下請分業関係も発達していることから、これらに対応した下請中小企業の経営基盤強化が必要である。

まず、下請中小企業を取り巻く環境として、国内面をみると消費者ニーズの多様化・高度化、商品のライフサイクルの短命化、技術革新、情報化の進展の中で、下請中小企業に対する要請も品質、性能、コスト等あらゆる面で多様化、高度化しており、下請事業者としてもこれに適切に対応していかなければならなくなっている。

また、国外との関係に目を向けると、特に製造業をはじめとして、国際化の進展に伴い親企業の海外進出、海外との競争が進むことにより、下請中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、こうした状況に対処するために、また、東アジア地域の発展等により我が国企業の従来の比較優位が失われつつある中で、親企業と下請中小企業双方が共存し競争力を維持し発展していくためにも、親事業者、下請事業者ともに高度化する需要側の要請への対応や新たな需要の創出が重要となっている。

他方、人材・労働力確保という面については、依然として下請中小企業にとって、経営上の大きな問題である。

特に、一般的に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）は今後減少していくと考えられること、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られること等から下請中小企業が今後とも労働力を確保していくことは依然として容易ではない状況にある。こうした中で、下請中小企業がその経営を存続するため、円滑に人材・労働力確保を行っていくためには、労働時間短縮を始めとする労働条件の改善や職場環境改善、福利厚生施設の整備等、さらには、情報化や技術の向上への積極的対応等による企業イメージの向上等を通じた魅力ある職場づくりが必要となっている。

下請中小企業としては、このような環境の変化及び自らの実情を十分認識し、
①　親事業者にとって不可欠の企業となる
②　親事業者を複数化・多角化する
③　製品、情報成果物及び役務（以下「製品等」という。）の自社開発により独立化をめざす等多様な対応を図っていく必要があるが、いずれの場合にしても技術力の向上を中心とした体質改善、経営基盤の強化が不可欠であり、そのための一層の自助努力が必要である。

また、経営資源の確保が困難である小規模企業が下請中小企業の大半であり、小規模企業をはじめとした経営資源の不足する下請中小企業にとっては、その不足する経営資源を補完するため、下請中小企業、親企業、支援機関等と有機的に連携することが重要である。

さらに、下請中小企業には、独自の技術力やノウハウを有すること等により、親企業と対等なパートナーシップを確立しているものもあるものの、その事業活動が親企業の発注の在り方に左右されやすい面があることから、下請中小企業が体質改善、経営基盤の強化や労働時間の短縮等を図っていくためには、発注方式等の面における親企業の協力が必要である。

親企業としても、下請中小企業の存在なくしては、より付加価値の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積極的な協力を行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力を行うことが必要である。さらに、自らの努力により自主的に事業を運営し得る有能な企業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていこうとする下請中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれに対する支援を行うことが望まれる。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現していくためには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要である。

その際、下請中小企業の大半が小規模企業であることを踏まえ、親企業は、小規模企業の下請取引の実態、経営の状況等を勘案し、必要な考慮を払うことが必要である。

この基準は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力を行うべきかを示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。